

使用料・手数料の見直しについて

- 見直しに向けた取組について

「使用料・手数料」は、特定の行政サービスの利用者（受益者）が、その受益の範囲内でサービスの対価を負担するものであり、「受益者負担の原則」の観点から、利用者とは非利用者との間に不均衡が生じることがないように、定期的な見直しを行い、公平性の確保を図る必要があります。

令和8年度の改正に向け見直しに係る調査を行っており、現時点の状況を報告します。

- 算定方法

使用料・手数料は「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき、下記算式により算定します。

使用料＝使用料原価 × 施設の性質別負担割合

手数料＝手数料原価

※使用料等の原価は基本方針に基づき統一的な計算方式により算定します。

※施設の性質別負担割合は次ページ参照。

- 改定率の上下限設定

使用料等の算定により、改定後の料金が現行料金を大幅に上回る（又は下回る）ことがないように激変緩和措置を設定し、原則として改定後の料金は現行料金の0.8倍～1.2倍を上下限とします。

使用料・手数料の見直しについて

施設の性質別負担割合

「市民生活における必需性」と「市場性（民間施設の代替性）」の2つの基準で施設の性質を分類し、受益者負担割合を判断します。

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 受益者負担割合 50%程度 ・ 保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ ・ 市営住宅等	H 受益者負担割合 75%程度 ・ あしや温泉	I 受益者負担割合 100%程度 ・ 体育館（トレーニングルーム）、屋外体育施設（テニスコート・プール） ・ 自動車駐車場、自転車駐車場 ・ 霊園
	D 受益者負担割合 25%程度 ・ 火葬場 ・ 三条デイサービス	E 受益者負担割合 50%程度 ・ 貸室（会議室等）	F 受益者負担割合 75%程度
	A 受益者負担割合 0%程度 ・ 道路、公園 ・ 市役所、消防署 ・ 小・中学校、図書館、公民館図書館 ・ 保健センター、老人福祉会館 ・ 消費生活センター ・ 上宮川文化センター（隣保館・児童館）	B 受益者負担割合 25%程度	C 受益者負担割合 50%程度 ・ ルナ・ホール ・ 体育館（トレーニングルーム除く）、屋外体育施設（テニスコート・プール除く） ・ 美術博物館、谷崎潤一郎記念館
	高 ← 必需性 → 低		

使用料・手数料の見直しに係る調査結果の全体像（令和７年９月時点）

		使用料	手数料	合計
見直しを予定しているもの		47	1	48
小 計		47	1	48
据え置くもの	① 端数調整により見直しが生じなかったもの	0	8	8
	② 周辺自治体との均衡を図っているもの	1	29	30
	③ その他の理由に基づくもの	20	6	26
	小 計	21	43	64
対象範囲外のもの	④ 国や県の法令等又は周辺自治体との協定等により料金の基準が定められているもの	6	16	22
	⑤ 本方針に基づき見直すことが適当でないと認められるもの	5	2	7
	小 計	11	18	29
合 計		79	62	141

※ 本表の件数は、同種の使用料等を１つのカテゴリーにまとめてカウントしており、個別の使用料等の数とは一致しません。
（例：市民会館は「201室～208室・大ホール」、「朝・昼・夜」、「平日・土日休」など複数の区分があるが１つでカウント）

見直しを予定しているもの

【使用料】

名称	区分・室名	所管課
地区集会所(全体)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
地区集会所(朝日ヶ丘集会所)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
地区集会所(打出集会所)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
地区集会所(大原集会所)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
地区集会所(奥池集会所)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
地区集会所(春日集会所)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
地区集会所(三条集会所)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
地区集会所(潮見集会所)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
地区集会所(竹園集会所)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
地区集会所(茶屋集会所)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
地区集会所(西蔵集会所)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
地区集会所(浜風集会所)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
地区集会所(前田集会所)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
地区集会所(翠ヶ丘集会所)施設使用料	会議室 (3時間利用)	市民参画・協働推進課
あしや市民活動センター施設使用料	会議室 (2.5時間利用)	市民参画・協働推進課
潮芦屋交流センター施設使用料	会議室 (3時間利用)	国際文化推進課
潮芦屋交流センター施設使用料	テニスコート (2時間利用)	国際文化推進課

【使用料】

名称	区分・室名	所管課
谷崎潤一郎記念館施設使用料	会議室 (2時間利用)	国際文化推進課
美術博物館施設使用料	会議室 (2時間利用)	国際文化推進課
体育館・青少年センター施設使用料	その他(トレーニング室使用料)	スポーツ推進課
体育館・青少年センター施設使用料	体育館(競技場) (3時間利用)	スポーツ推進課
西浜公園施設使用料	テニスコート (2時間利用)	スポーツ推進課
東浜公園施設使用料	テニスコート (2時間利用)	スポーツ推進課
海浜公園施設使用料	プール使用料 (一般・学生)	スポーツ推進課
朝日ヶ丘公園施設使用料	プール使用料 (一般・学生)	スポーツ推進課
中央公園施設使用料	野球場 (2時間利用)	スポーツ推進課
市民会館施設使用料	会議室 (4時間利用)	市民センター
ルナ・ホール施設使用料	ホール (大ホール4時間利用)	市民センター
公民館施設使用料	会議室 (4時間利用)	公民館
男女共同参画センター施設使用料	会議室 (2.5時間利用)	人権・男女共生課
福祉センター施設使用料	会議室 (3時間利用)	地域福祉課
老人福祉会館施設使用料	会議室 (3.5時間利用)	高齢介護課
総合公園施設使用料	会議室 (1時間利用)	道路・公園課
総合公園施設使用料	第2スポーツコート (平日1時間利用)	道路・公園課
総合公園施設使用料	その他(陸上競技場) 【平日利用】	道路・公園課

※ 区分・室名については、施設の中で最も一般的な区分を例示しており、記載のある区分のみを改定する訳ではありません。

見直しを予定しているもの

【使用料】

名称	区分・室名	所管課
自転車駐車場(全体)使用料	駐輪場 (自転車定期1か月)	道路・公園課
自転車駐車場(阪神打出駅前・ 阪神打出駅南)使用料	駐輪場 (自転車定期1か月)	道路・公園課
自転車駐車場(阪急芦屋川駅北・ 阪急芦屋川駅南松ノ内)使用料	駐輪場 (自転車定期1か月)	道路・公園課
自転車駐車場(阪急芦屋川駅南 月若)使用料	駐輪場 (自転車定期1か月)	道路・公園課
自転車駐車場(阪神芦屋南・阪神 芦屋駅西)使用料	駐輪場 (自転車定期1か月)	道路・公園課
自転車駐車場(JR芦屋駅北)使用料	駐輪場 (自転車定期1か月)	道路・公園課
自転車駐車場(JR芦屋駅南1、3、 4、6、9)使用料	駐輪場 (自転車定期1か月)	道路・公園課
学校施設目的外使用料	その他(教室) 【1日利用】	管理課
学校施設目的外使用料	その他(校庭) 【1日利用】	管理課
学校施設目的外使用料	その他(講堂A) (空調設備設置済) 【1日利用】	管理課
学校施設目的外使用料	その他(講堂B) (空調設備未設置) 【1日利用】	管理課
幼稚園施設目的外使用料	その他(遊戯室) 【1日利用】	管理課
預かり保育利用料	預かり保育利用料	管理課
打出教育文化センター施設使用料	会議室 (1時間利用)	打出教育文化 センター

【手数料】

名称	区分・室名	所管課
道路幅員証明手数料	道路幅員証明手数料 (1件あたり)	道路・公園課

※ 区分・室名については、施設の中で最も一般的な区分を例示しており、記載のある区分のみを改定する訳ではありません。

据え置くもの

① 端数調整により見直しが生じなかったもの

【手数料】

名称	所管課	手数料となるべき 金額 (円)	現行料金 (円)
工事施工証明書の発行手数料	契約検査課	298	300
し尿汲取手数料	環境課	20,365	20,370
一般廃棄物処理業許可更新手数料・浄化槽清掃業許可更新手数料	環境課	5,996	6,000
一般廃棄物処理業等許可更新手数料	環境施設課	5,996	6,000
診断書及び証明書の交付手数料	こども家庭・保健センター	991	1,000
都市計画証明手数料	都市政策課	299	300
官民境界協定等証明手数料(官民境界協定原本証明)	道路・公園課	291	300
官民境界等証明手数料(官民境界等先行調査成果証明)	道路・公園課	291	300

据え置くもの

② 周辺自治体との均衡を図っているもの

【使用料】

名称	所管課	使用料となる べき金額 (円)	現行料金 (円)	平均(周辺自治体) (円)
店舗等使用料	建築住宅課	432	468	449

【手数料】

名称	所管課	手数料となる べき金額 (円)	現行料金 (円)	平均(周辺自治体) (円)
税務証明手数料 (所得証明書、課税証明書等交付手数料)	課税課	336	300	300
税務証明手数料 (住宅用家屋証明書発行手数料)	課税課	1,334	1,300	1,300
身分証明手数料	市民課	227	300	300
戸籍附票証明手数料	市民課	286	300	300
住民基本台帳関係手数料	市民課	452	300	300
印鑑証明等手数料	市民課	363	300	300
農地証明手数料	地域経済振興課	396	300	300
火葬済証明書交付手数料	環境課	58	300	300
改葬許可書及び埋蔵証明書発行手数料	環境課	265	300	300*
分骨証明書手数料	環境課	263	300	300*
霊園使用許可書書換及び再交付手数料	環境課	263	300	430*
犬猫死体取引手数料	環境課	3,168	3,050	3,021

※ 手数料を徴取している自治体の平均値

据え置くもの

② 周辺自治体との均衡を図っているもの

【手数料】

名称	所管課	手数料となる べき金額 (円)	現行料金 (円)	平均(周辺自治体) (円)
指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	監査指導課	10,219	10,000	10,000
指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	監査指導課	20,119	20,000	20,000
指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料	監査指導課	7,579	7,000	7,000
指定介護予防支援事業者指定申請手数料	監査指導課	14,839	14,000	14,000
指定事業者指定更新申請手数料	監査指導課	7,579	7,000	7,000
指定事業者指定申請手数料	監査指導課	14,839	14,000	14,000
指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	監査指導課	10,219	10,000	10,000
指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	監査指導課	20,119	20,000	20,000
指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	監査指導課	7,579	7,000	7,000
指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	監査指導課	14,839	14,000	14,000
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護事業者指定更新申請手数料	監査指導課	15,037	15,000	15,000
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護事業者指定申請手数料	監査指導課	30,019	30,000	30,000
都市計画図面印刷等手数料	都市政策課	270	300	300
屋外広告物許可申請手数料	まちづくり課	1,213	1,000	1,000
市営住宅等証明手数料	建築住宅課	252	300	300
公共基準点成果資料発行手数料	道路・公園課	271	300	300
消防証明手数料	消防総務課	286	300	300*

※ 手数料を徴取している自治体の平均値

据え置くもの

③ その他の理由に基づくもの（使用料）

名称	区分・室名	所管課	使用料となるべき金額 (円)	現行料金 (円)	据置き理由
観覧料、特別観覧料(谷崎潤一郎記念館)	その他 (常設展示観覧料) 【一般】	国際文化推進課	1,837	300	当館の施設規模では展示点数に制約がある中、各展示(催し)内容に相応しい観覧料をその都度設定している。条例では観覧料の上限額を規定しているが、現行の条例に定める金額は、当館と同規模の県内類似施設と同水準にあるため、据え置くものとする。
観覧料、特別観覧料(美術博物館)	その他 (常設展示観覧料) 【一般】	国際文化推進課	2,692	300	当館の施設規模では展示点数に制約がある中、各展示(催し)内容に相応しい観覧料をその都度設定している。条例では観覧料の上限額を規定しているが、現行の条例に定める金額は、当館より規模の大きい県内類似施設と同水準にあるため、据え置くものとする。
観覧料、特別観覧料(谷崎潤一郎記念館)	その他 (特別観覧料) 【上限】	国際文化推進課	1,837	1,010	当館の施設規模では展示点数に制約がある中、各展示(催し)内容に相応しい観覧料をその都度設定している。条例では観覧料の上限額を規定しているが、現行の条例に定める金額は、当館と同規模の県内類似施設と同水準にあるため、据え置くものとする。
観覧料、特別観覧料(美術博物館)	その他 (特別観覧料) 【上限】	国際文化推進課	2,692	2,030	当館の施設規模では展示点数に制約がある中、各展示(催し)内容に相応しい観覧料をその都度設定している。条例では観覧料の上限額を規定しているが、現行の条例に定める金額は、当館より規模の大きい県内類似施設と同水準にあるため、据え置くものとする。
芦屋公園施設使用料	テニスコート (2時間利用)	スポーツ推進課	2,938	3,040	本施設は利用料金制にて指定管理者が運営しており、かつ修繕積立金として市に拠出している中で、現行料金が維持運営上のために適切な料金と判断していることから、据え置くものとする。
上宮川文化センター施設使用料	会議室 (3時間利用)	上宮川文化センター	2,883	1,000	社会福祉法第2条第3項第11号に、「隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させること)」との定めがあることに加え、周辺自治体の同等の貸室の状況などを考慮して算定しているため、据え置くものとする。
火葬場使用料	その他 (市内・10歳以上の者)	環境課	21,891	20,000	「市内・10歳以上の者」の使用料となるべき金額は左記のとおりであるが、「市外」利用者も含めた全体的使用料収入を勘案すると均衡が図れているため、据え置くものとする。
あしや温泉入浴料	その他(入浴料)	環境課	481	380	公営施設としてのあり方を検討中のため、据え置くものとする。
自動車保管場所使用料	駐車場 (1か月の利用料金)	建築住宅課	7,228	8,000	市内の民間月極駐車場料金及び周辺自治体との均衡を図ることを踏まえ、据え置くものとする。

据え置くもの

③ その他の理由に基づくもの（使用料）

名称	区分・室名	所管課	使用料となるべき金額 (円)	現行料金 (円)	据置き理由
潮芦屋交流センター施設使用料	駐車場 (30分毎の利用料金)	国際文化推進課	56	100	近隣の駐車場料金及び周辺自治体における同等の施設に属する駐車場料金との均衡を図るため、据え置くものとする。
美術博物館施設使用料	駐車場 (30分毎の利用料金)	国際文化推進課	38	100	
芦屋公園施設使用料	駐車場 (30分毎の利用料金)	スポーツ推進課	33	100	
海浜公園施設使用料	駐車場 (30分毎の利用料金)	スポーツ推進課	23	100	
体育館・青少年センター施設使用料	駐車場 (30分毎の利用料金)	スポーツ推進課	91	100	
芦屋中央公園施設使用料	駐車場 (30分毎の利用料金)	スポーツ推進課	10	100	
市民会館施設使用料	駐車場 (30分毎の利用料金)	市民センター	37	100	
図書館施設使用料	駐車場 (30分毎の利用料金)	図書館	57	100	
市役所庁舎施設使用料	駐車場 (30分毎の利用料金)	総務課	46	200	
あしや温泉施設使用料	駐車場 (30分毎の利用料金)	環境課	13	100	
総合公園施設使用料	駐車場 (30分毎の利用料金)	道路・公園課	26	100	

据え置くもの

③ その他の理由に基づくもの（手数料）

名称	所管課	手数料となるべき金額 (円)	現行料金 (円)
情報公開請求手数料	総務課	7,958	0
特定家庭用器具再商品化法施行令で定める機械器具の処理手数料 (テレビジョンの場合)	環境施設課	3,260	3,660
一時多量ごみ処理手数料 (2,000kg(2t車1台分)あたり)	収集事業課	236,200	14,400
植木の剪定廃棄物処理手数料 (2,000kg(2t車1台分)あたり)	収集事業課	248,000	6,000
粗大ごみ処理手数料 (シール1枚あたり)	環境施設課・ 収集事業課	680	300
一般廃棄物処理手数料 (10kg～100kgまで定額)	環境施設課	3,940	1,080

据置き理由
情報公開制度は、市民の知る権利に基づき、公文書の公開を請求する権利を保障すること及び市民と市との相互理解を促進し、もって公正で民主的な市政の実現に資することを目的としていること及び周辺自治体の状況により、据え置くものとする。
特定家庭用器具は市で処理するのではなく、兵庫県では民間事業者が引き取る兵庫方式が推奨されており、民間事業者での引き取り価格との均衡を考慮すること及び本市への持込みがほとんどないことから、据え置くものとする。
一般家庭から排出されるごみの収集は自治体で担うものとされるが、引っ越し・植木剪定等で一時的に多量のごみが排出される場合がある。この場合通常のごみ収集の日程では回収ができず、不法投棄等を招きかねないため、別に回収を行っている。もとより行政として回収すべきものであるため、コストに見合った市民負担を求める性質のものではなく、制度の乱用がないよう手数料を有料としているものであり、コストに合せて価格を改定する性質ではないと考える。現行、同様の事業を行っている周辺自治体と比べても本市は高額であることから据え置くものとする。
一般家庭から排出されるごみの収集は自治体で担うものとされるが、引っ越し・植木剪定等で一時的に多量のごみが排出される場合がある。この場合通常のごみ収集の日程では回収ができず、不法投棄等を招きかねないため、別に回収を行っている。もとより行政として回収すべきものであるため、コストに見合った市民負担を求める性質のものではなく、制度の乱用がないよう手数料を有料としているものであり、コストに合せて価格を改定する性質ではないと考える。現行、同様の事業を行っている周辺自治体と比べても本市は高額であることから据え置くものとする。
一般家庭から排出されるごみの収集は自治体で担うものとされるが、製品が大きく通常のごみ収集の日程では回収できず、不法投棄等を招きかねないため、別に回収を行っている。もとより行政としては回収すべきものであり、全てをコストに見合った市民負担として求める性質のものではなく、市民生活上臨時的に出る大型ごみ排出量の抑制を目的に周辺自治体との均衡を見ながら料金設定していることから、据え置くものとする。
公衆衛生等の観点からごみの処理は自治体が担うものであるため、安易に原価を求めるものではない。不法投棄や越境など不正なごみの排出につながりかねないため、近傍同種施設の手数料と均衡を図りながら決めるものである。ただし、ごみの排出抑制の観点から臨時的な対応である持込みごみについては、一定の費用負担を求めているものである。上記の理由から、据え置くものとする。

対象範囲外のもの

④ 国や県の法令等又は周辺自治体との協定等により料金の基準が定められているもの

【使用料】

名称	所管課	現行料金 (円)
市営住宅使用料 (市営住宅、上宮川町住宅、従前居住者用住宅、若宮町住宅)	建築住宅課	33,200
公園使用料(集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる 仮設工作物・月額・1平方メートルにつき)	道路・公園課	536
道路占用料(電柱、支柱、支線柱及び支線・年額・1本)	道路・公園課	4,644

【手数料】

名称	所管課	現行料金 (円)
戸籍手数料	市民課	450
自動車臨時運行許可手数料	市民課	750
鳥獣飼養許可証交付手数料	地域経済振興課	3,400
狂犬病予防注射済票交付手数料	環境課	550
狂犬病予防注射済票再交付手数料	環境課	340
犬の鑑札の再交付手数料	環境課	1,600
犬の登録手数料	環境課	3,000
バリアフリー法関係確認手数料	建築住宅課	53,000
マンション建替え円滑化法許可手数料	建築住宅課	160,000
地区計画条例関係許可手数料	建築住宅課	160,000
建築確認等手数料	建築住宅課	53,000
建築物省エネ法関係適合性判定等手数料	建築住宅課	22,000
長期優良住宅認定等手数料	建築住宅課	16,000
低炭素建築物認定等手数料	建築住宅課	7,000
優良住宅等認定手数料	建築住宅課	8,600
危険物手数料	消防総務課	5,400

対象範囲外のもの

⑤ 基本方針によらないもの

【使用料】

名称	所管課	現行料金 (円)	基本方針に沿わない理由
霊園使用料(1㎡あたり)	環境課	750,000	永代使用料は、永続的な墓地の使用権の対価であるため。
合葬式墓地使用料(1体あたり)	環境課	100,000	永代使用料は、永続的な墓地の使用権の対価であるため。
胃部集団検診、乳がん検診、子宮がん検診等	こども家庭・保健センター	2,000	本使用料は診療報酬表に応じて換算した額の3割程度を基準額としていること、また、検診受診率や周辺自治体の使用料に鑑みて決定しており、独自に見直しを行うため。
延長保育料	ほいく課	2,200	延長保育料は、市立保育施設だけでなく、私立保育施設も含めた統一料金としており、延長保育事業に要する経費及び周辺自治体の状況などを考慮して算定しているため。
公園使用料(興行その他これに類する行為)	道路・公園課	50	周辺自治体の使用料に鑑みて決定しているため。

【手数料】

名称	所管課	現行料金 (円)	基本方針に沿わない理由
診断書及び証明書の交付手数料(歯科センター)	こども家庭・保健センター	1,000	本手数料は診療報酬表に応じて換算した額の3割程度をもとに、周辺自治体の手数料に鑑みて決定しており、独自に見直しを行うため。
診断書及び証明書の交付手数料(休日応急診療所)	こども家庭・保健センター	1,000	本手数料は診療報酬表に応じて換算した額の3割程度をもとに、周辺自治体の手数料に鑑みて決定しており、独自に見直しを行うため。

見直しのスケジュール（案）

